○群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令

平成23年6月21日

本部訓令甲第10号

群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令を次のように定める。

群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令

群馬県警察ワイドエリアネットワークの運営に関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第20号）の全部を改正する。

目　次

第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　管理体制（第５条―第13条）
第３章　適用業務の開発等（第14条―第21条）
第４章　ＧＰ―ＷＡＮシステムの運用（第22条―第28条）
第５章　ＧＰ―ＷＡＮシステムの維持管理（第29条―第32条）
第６章　事故発生時の措置（第33条）
第７章　業務委託（第34条）
第８章　教養（第35条）
第９章　監査（第36条）
第10章　セキュリティ対策（第37条）
第11章　その他（第38条）
附　則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この訓令は、群馬県警察ワイドエリアネットワーク（以下「ＧＰ―ＷＡＮシステム」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（準拠）

第２条　ＧＰ―ＷＡＮシステムの運営に関しては、別に定めがある場合を除き、この訓令の定めるところとする。

（用語の定義）

第３条　この訓令において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　ＧＰ―ＷＡＮシステム　適用業務の運用及び管理、電子メールの送受信、電子掲示板の閲覧その他情報の交換若しくは共有又は行政文書の管理を行うため、群馬県警察が設置したサーバ等、端末装置、これらを接続するデータ伝送回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

(2)　適用業務　ＧＰ―ＷＡＮシステムを使用し、継続して行う情報処理業務をいう。

(3)　コード　情報処理を容易にするため、一定の用語を一定の記号に置き換えて表現することを定めた記号群をいう。

(4)　システム設計　適用業務を開発し、又は変更するため、ＧＰ―ＷＡＮシステムの

対象となる業務の内容を分析し、及び検討し、情報処理を行うための設備、情報処理の方法、コード等の仕様及び当該適用業務の運用の手順を設計することをいう。

(5)　サーバ　ＧＰ－ＷＡＮシステムにおいて、ネットワークの管理、データの保管及び管理、適用業務の情報処理等を行う電子計算機をいう。

(6)　端末装置　サーバ等にデータ伝送回線で接続され、又は接続し得る機能を有する電子計算機で各所属に設置されたもの（携帯用コンピュータ（ＰＯＴ）を含む。）をいう。

(7)　アクセス　ＧＰ－ＷＡＮシステムにデータを入力し、又はＧＰ－ＷＡＮシステムからデータを出力することをいう。

(8)　アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

(9)　照会　ＧＰ－ＷＡＮシステムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため、ＧＰ－ＷＡＮシステムを利用することをいう。

(10)　照会者　照会を行う者をいう。

(11)　入力資料　ＧＰ－ＷＡＮシステムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(12)　出力資料　ＧＰ－ＷＡＮシステムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(13)　システムドキュメント　ＧＰ－ＷＡＮシステムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。

ア　システム仕様書

イ　システム設計書（情報の処理手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ　プログラム仕様書（情報の処理手順の概要の記録をいう。）

エ　プログラムリスト

オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(14)　取扱説明書　ＧＰ－ＷＡＮシステムを利用する者が適用業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

(15)　完全性　情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。

(16)　可用性　情報について、これを利用する権限を有する者が必要な場合にこれを利用できることをいう。

（運営の基本方針）

第４条　ＧＰ－ＷＡＮシステムの運営に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(1)　事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務についてＧＰ－ＷＡＮシステムの活用を図ること。

(2)　関係部門相互の協力体制を確保し、ＧＰ－ＷＡＮシステムの適正かつ円滑な運用に努めること。

(3)　ＧＰ－ＷＡＮシステムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上及び安全性の確保に努めること。

第２章　管理体制

（管理体制）

第５条　ＧＰ－ＷＡＮシステムの適正かつ効率的な運営を図るため、システム総括責任者、システム管理者、業務主管管理者、業務主管管理補助者、運用管理者、運用管理補助者、端末装置等業務管理者及び端末装置取扱指導助言者を置く。

（システム総括責任者）

第６条　システム総括責任者は、警務部長をもって充てる。

２　システム総括責任者は、警察業務の適正かつ効率的な運営に配意し、ＧＰ－ＷＡＮシステムを総合的に管理する。

（システム管理者）

第７条　システム管理者は、警務部情報管理課長をもって充てる。

２　システム管理者は、システム総括責任者を補佐し、ＧＰ－ＷＡＮシステムの適正かつ効率的な管理及び運営に努める。

（業務主管管理者）

第８条　業務主管管理者は、適用業務を主管する所属の長をもって充てる。

２　業務主管管理者は、適用業務の適正な管理及び運用に努める。

（業務主管管理補助者）

第９条　業務主管管理補助者は、適用業務を主管する警察本部の所属の次席（部の附置機関の副隊長及び副校長を含む。）をもって充てる。

２　業務主管管理補助者は、業務主管管理者を補佐する。

（運用管理者）

第10条　運用管理者は、ＧＰ－ＷＡＮシステムを運用する所属の長をもって充てる。

２　運用管理者は、ＧＰ－ＷＡＮシステムの適正な管理及び運用に努める。

（運用管理補助者）

第11条　運用管理補助者は、運用管理者が指定する。

２　運用管理補助者は、運用管理者を補助する。

（端末装置等業務管理者）

第12条　端末装置等業務管理者は、運用管理者が指定する。

２　端末装置等業務管理者は、適用業務の円滑な運用を確保する。

（端末装置取扱指導助言者）

第13条　端末装置取扱指導助言者（以下「ＧＰ－ＷＡＮアドバイザー」という。）は、運用管理者の推薦により、システム管理者が指定する。

２　ＧＰ－ＷＡＮアドバイザーは、ＧＰ－ＷＡＮシステムの円滑な運用を確保するための指導助言を行う。

第３章　適用業務の開発等

（適用業務の基準）

第14条　次の各号のいずれかに該当する業務は、適用業務とすることができる。

(1)　広域的な照会業務のうち、膨大なデータを集中記録して検索を行う業務

(2)　恒常的かつ大量な処理又は正確かつ迅速な処理を要する業務

(3)　業務の合理化及び高度化に資する資料の解析、数値計算等を行う業務

(4)　その他適用業務とすることによって事務能率が著しく増進される業務等特にその必要性が認められる業務

（適用業務に係る検討事項）

第15条　ＧＰ－ＷＡＮシステムのシステム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次の事項について検討を行わなければならない。

(1)　適用業務を新設し、又は変更する必要性に関する事項

(2)　適用業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項

(3)　システム設計及び適用業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項

(4)　適用業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項

(5)　その他適用業務の実施に関する事項

（適用業務の開発申請）

第16条　警察本部の所属長は、主管の事務について適用業務として開発する必要があると認める場合は、適用業務開発申請書（別記様式第１号）により、システム管理者を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に申請するものとする。

２　システム管理者は、前項の申請について適用業務としての開発の適否を検討しなければならない。

（適用業務の指定）

第17条　本部長は、前条第１項の規定による申請が適当であると認めた場合は、適用業務として指定し、当該適用業務を主管する所属長（以下「適用業務主管所属長」という。）及びシステム管理者に当該適用業務の開発を命ずるものとする。

（システム設計及びプログラム作成）

第18条　システム管理者及び適用業務主管所属長は、次に掲げる事項に留意の上、システム設計及びプログラム作成を行うものとする。

(1)　情報処理の完全性及び可用性の確保

(2)　障害発生時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保

(3)　関連適用業務との整合性

（試験及び運用の開始）

第19条　システム管理者は、構築したシステム（以下「新規システム」という。）の試験を行い、その結果を適用業務主管所属長に通知するものとする。

２　システム管理者及び適用業務主管所属長は、新規システムの運用試験を行い、その結果をシステム総括責任者に報告しなければならない。

３　システム総括責任者は、新規システムの運用を開始しても支障がないと認めた場合は、当該システムによる適用業務運用の開始をシステム管理者及び適用業務主管所属長に命ずるとともに、本部長に報告しなければならない。

４　新規システムの運用開始をもって、適用業務主管所属長から業務主管管理者に変更するものとする。

（システムの変更）

第20条　業務主管管理者は、適用業務の変更を必要とする場合は、システム変更申請書（別記様式第２号）により、システム管理者に申請しなければならない。ただし、変更の内容が大規模にわたるときは、適用業務開発申請書により申請するものとする。

２　システム管理者は、前項の規定による申請を受理し、当該システムを変更する必要があると認めた場合は、システムの変更作業を実施し、又は許可するものとする。
３　システム管理者は、前項の変更作業が完了した場合は、必要により、変更システム（変更作業を完了したシステムをいう。以下同じ。）の試験を行い、又は業務主管管理者に通知して変更システムの運用試験を行うものとする。
４　システム管理者は、変更システムの運用を開始しても支障がないと認めた場合は、当該運用を開始するものとする。

（適用業務の指定解除）

第21条　システム管理者又は業務主管管理者は、適用業務が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、適用業務指定解除申請書（別記様式第３号）により本部長に指定の解除を申請するものとする。
(1)　運用効率が著しく低下したもの
(2)　情報処理を行う必要性がなくなったもの
(3)　適用業務の指定を継続することができないもの
２　本部長は、前項の規定による申請に基づき、当該適用業務の指定を取り消す必要があると認めた場合は、その指定を解除する。

第４章　ＧＰ－ＷＡＮシステムの運用

（適用業務の管理）

第22条　業務主管管理者は、主管する適用業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置を執らなければならない。

（運用実態の調査報告）

第23条　システム管理者は、情報処理業務の運用実態を調査し、毎年１月末日までにシステム総括責任者に報告するものとする。

（アクセスを行う権限の付与等）

第24条　システム総括責任者は、適用業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。
２　システム総括責任者は、アクセス権者がＧＰ－ＷＡＮシステムの情報セキュリティを損なわせる行為を行い、又は適用業務の目的以外の目的で不正にＧＰ－ＷＡＮシステムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、ＧＰ－ＷＡＮシステムの利用を制限することができる。

（不正なアクセスの禁止）

第25条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。
２　アクセス権者は、適用業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。

（不正な照会及び情報の利用等の禁止）

第26条　照会者は、適用業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。
２　照会者は、照会により得た情報を適用業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。

（入力資料等の不正交付の禁止等）

第27条　入力資料及び出力資料は、これを適用業務に関係のない者に不正に交付し、遺棄し、又は毀損してはならない。

２　入力資料及び出力資料は、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

（取扱説明書の取扱い）

第28条　取扱説明書は、これを適用業務に関係のない者に不正に交付し、遺棄し、又は毀損してはならない。

２　取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

第５章　ＧＰ－ＷＡＮシステムの維持管理

（適切な維持管理のための措置）

第29条　システム総括責任者は、ＧＰ－ＷＡＮシステムが適切に維持管理されるよう必要な措置を執らなければならない。

（設備等の維持管理）

第30条　ＧＰ－ＷＡＮシステムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備等」という。）は、次に掲げるところにより、これを適切に維持管理しなければならない。

(1)　設備等の保守・点検の方法を定めること。

(2)　設備等の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。

(3)　保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

（データ伝送回線の管理）

第31条　システム総括責任者は、データ伝送回線からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければならない。

（システムドキュメント及びプログラムの取扱い）

第32条　システムドキュメント及びプログラムは、これを適用業務に関係のない者に不正に交付し、遺棄し、又は毀損してはならない。

２　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

第６章　事故発生時の措置

（特異事案発生時の措置）

第33条　システム総括責任者は、ＧＰ－ＷＡＮシステムに関する特異事案が発生した場合において執るべき措置を関係警察職員に周知しておくとともに、事案が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置を執らなければならない。

第７章　業務委託

（ＧＰ－ＷＡＮシステムに関する業務の外部への委託）

第34条　ＧＰ－ＷＡＮシステムに関する業務の警察職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置を執らなければならない。

第８章　教養

（教養の実施）

第35条　システム総括責任者は、関係警察職員に対して、ＧＰ－ＷＡＮシステムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

第９章　監査

（情報管理業務監査）

第36条　システム総括責任者は、ＧＰ－ＷＡＮシステムによる処理に係る情報の取扱いの

状況を把握するため、情報管理業務監査を行うものとする。

２　前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

第10章　セキュリティ対策

（情報セキュリティの確保）

第37条　ＧＰ－ＷＡＮシステムの情報セキュリティの確保については、別に定める。

第11章　その他

（実施細目）

第38条　この訓令の実施に関し必要な細部事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、制定の日から施行する。

（群馬県警察術科技能検定規程の一部改正）

２　群馬県警察術科技能検定規程（昭和 30 年群馬県警察本部訓令甲第 15 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（群馬県警察柔剣道段級審査に関する訓令の一部改正）

３　群馬県警察柔剣道段級審査に関する訓令（平成 15 年群馬県警察本部訓令甲第 17 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（群馬県警察運転者管理システムの運営に関する訓令の一部改正）

４　群馬県警察運転者管理システムの運営に関する訓令（平成 15 年群馬県警察本部訓令甲第 21 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別記様式省略